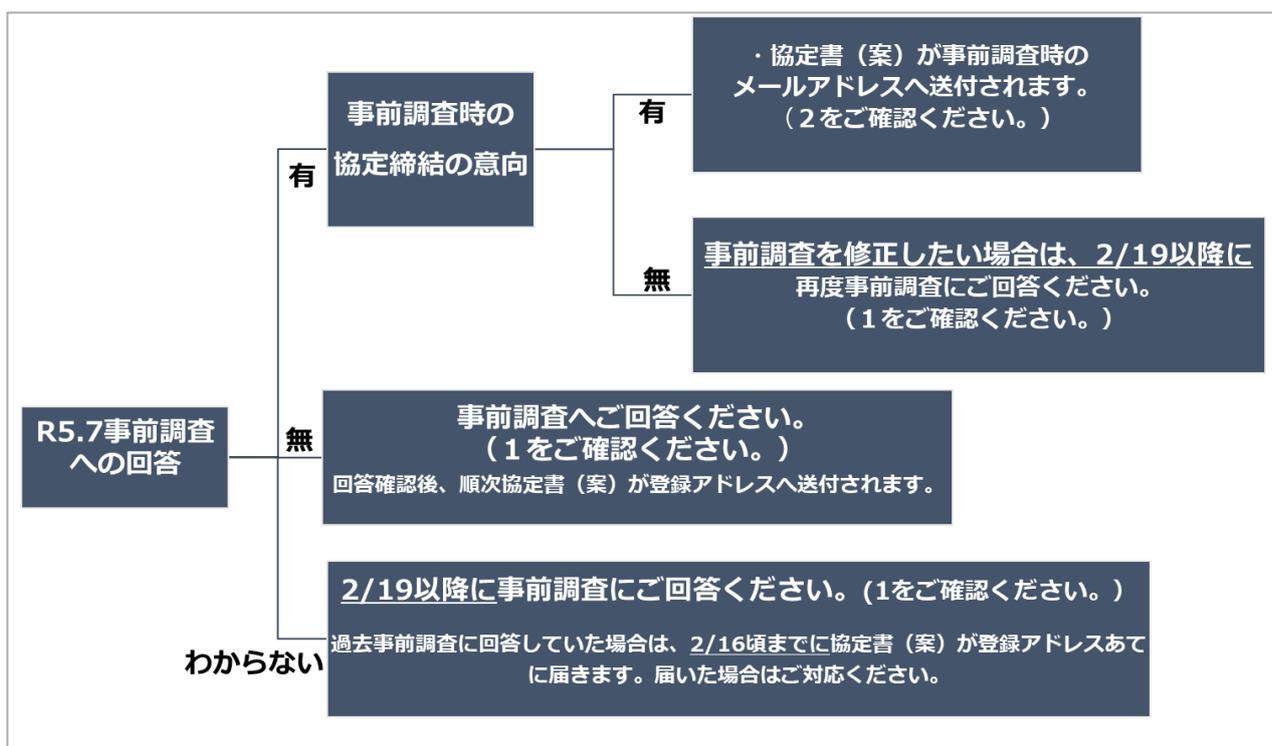


(別紙)

- 昨年7月に実施した事前調査回答の有無等により、次のフローに沿って対応いただくようお願いいたします。
- フローで該当する項目に「2/19以降」と時期の指定がある場合は、その日まで手続きを開始しないようお願いします。時期の指定がない場合は、説明会前に手続きを開始していただいて結構です。

(※同時に1000件程度の協定締結を開始することとなりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。)



- 事前調査時の、「協定締結意向有」とは、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣のいずれかが実施可能と回答した医療機関です。
- 事前調査時の、「協定締結意向無」とは病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣のいずれも実施不可と回答した医療機関です。
- 事前調査時に、「協定締結意向無」の場合であっても、県から協定締結について地域の実情に応じてご協力をお願いする場合があります。
- 既に事前調査に回答している場合は、2/16を目途に協定書(案)を事前調査時に登録いただいたメールアドレスあて、送付する予定としています。

## I 事前調査回答していない医療機関

- 長崎県ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/iryousochikyoutei/>）へ事前調査の説明事項を示しています。ご確認ください。
- 事前調査は、「病院」「診療所」「薬局」「訪問看護事業所」の4種類に分かれています。該当する種別の事前調査へ県ホームページから電子申請によりご回答ください。
- なお、保険医療機関でない場合、回答は不要です。（医療措置協定を締結することはできません。）
- 事前調査への回答確認後、電子申請回答時に記載いただいたメールアドレスあて、県から協定締結（案）をメールさせていただきます。
- 事前調査は、令和6年3月9日（金）までのご回答にご協力ください。

<事前調査回答用 URL 等>

<p style="text-align: center;"><b>病 院</b></p> <p>（ URL ） <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2519">https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2519</a></p> 	<p style="text-align: center;"><b>診 療 所</b></p> <p>（ URL ） <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2518">https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2518</a></p> 
<p style="text-align: center;"><b>薬 局</b></p> <p>（ URL ） <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2517">https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2517</a></p> 	<p style="text-align: center;"><b>訪問看護事業所</b></p> <p>（ URL ） <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2516">https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2516</a></p> 

## 2 事前調査回答済み医療機関

- 事前調査時にご回答いただいたメールアドレスへ事前調査結果に基づき、協定書（案）を順次送付させていただきます。
- 2/16(金)を目途に協定書（案）を添付した電子メールが届かない場合は、感染症対策室(095-895-2466)へご連絡ください。
- 協定書（案）受領後の手続き詳細については、協定書（案）を送付したメールに添付しますので、ご確認いただきご対応ください。
- なお、県ではできるだけ幅広く協定を締結したいと考えておりますので、必ずご対応をお願いします。

## 3 公的医療機関等について

- 「公的医療機関等」に該当する場合、協定締結の際は、感染症法第36条の2第1項に基づき県から通知をすることとなっていますので、その通知（案）についても協定書（案）とともに送付予定としています。ご承知おきください。

◎感染症法第36条第2項により、知事から協定の締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない旨、義務付けられています。

必ず協定締結の協議にはご回答くださるようお願いいたします。

